2026 年 11 月

アジア紛争解決ニュースレター｜インド編

第 1 号（全 3 回）理論編

紛争解決条項は「三つの選択」でできている

日本・シンガポール・ＮＹ法弁護士　栗田 哲郎
日本法弁護士　吉田 重規
日本法弁護士　齋藤 彰
インド法弁護士　Neelu Mohan

契約準拠法・仲裁地・仲裁機関の関係と、選び方の考え方

インドで事業を行う日本企業の契約書では、紛争解決条項にしばしば「シンガポール」が登場します。インドの取引で起きた紛争を、なぜシンガポールで解決するのか。答えの鍵は、紛争解決条項が三つの別々の選択――契約の準拠法、仲裁地、仲裁機関――の組合せでできている点にあります。

本シリーズは、2026 年 10 月 23 日のセミナー「インド・シンガポールにおける国際紛争解決の最前線」（One Asia Lawyers Group 主催）の内容に最新の判例・統計を加え、3 回に再構成したものです。第 1 号では三つの選択の関係と選び方を、第 2 号ではインドの裁判所の現状を、第 3 号ではインドの仲裁機関とシンガポール国際仲裁センター（SIAC）の使い分けを取り上げます。

セミナー登壇者
モハン弁護士（インド弁護士）　One Asia Lawyers Group のインド・メンバーファームに所属。紛争解決の実務に 14 年、うち仲裁に 10 年携わり、デリー高等裁判所とインド最高裁判所で仲裁関連の事件を数多く扱う。インド仲裁法の重要判例である Amazon 対 Future Retail 事件にも関与した。
栗田弁護士　One Asia Lawyers Group 代表。セミナーでは司会を務め、シンガポールの仲裁実務と紛争解決条項の設計を解説した。
齋藤先生　One Asia Lawyers Group カウンセル。セミナーでは、インドの制度の歴史的背景を踏まえ、日本企業がインドの国際仲裁をどう使いこなすかを論じた。

この号のポイント

- 紛争解決条項には、**契約の準拠法**（中身のルール）、**仲裁地**（手続を監督する裁判所の選択）、**仲裁機関**（手続の運営者とルール）という三つの独立した選択が含まれる。
- 最も重いのは**仲裁地**である。インド国内でもデリー、ムンバイなど都市単位で指定でき、その地の裁判所が保全から仲裁判断の取消しまでを担う。
- 紛争解決条項は、関係が壊れたときの「最後の拠り所」を前もって決めておく仕組みである。交渉力が残っている**契約締結前**に設計することが肝心である。
- 日本企業の事実上の標準形は「**インド法＋シンガポール仲裁地＋SIAC**」。ただし三つは別々に選べ、規模や相手方の資産の所在によってはインド仲裁地や折衷型も合理的である。

1. なぜ今、紛争解決条項なのか

インドの人口は約 14.6 億人と世界最大で、その約 68%が 15～64 歳の生産年齢人口です（国連人口基金『世界人口白書 2025』）。2025 年度（2025 年 4 月～2026 年 3 月）の実質 GDP 成

長率は 7.7%（インド統計・計画実施省の暫定推計）と、主要国の中でも際立って高い水準にあります。進出日系企業は1,434社、拠点数は5,205に上ります（在インド日本国大使館・JETRO、2024 年 10 月時点）。
一方で、通商環境は不安定です。米国の対インド関税はこの 1 年あまりの間に何度も変わりました。他方でインドは、英国との包括的経済貿易協定を 2026 年 7 月に発効させ、EU とも同年 1 月に自由貿易協定の交渉を妥結するなど、通商関係の組み替えを進めています。市場が大きく、しかも変化が速い環境では、取引が紛争に至る可能性も相応に高くなります。**紛争が生じたときにどう解決するかを契約の段階で決めておく**価値は、それだけ大きいのです。
モハン弁護士は、「仲裁条項は契約書の最後に置かれ、ときには読まれもしない。しかし仲裁の行方を決めているのは、署名の時点での交渉だ」と指摘しました。

2. 三つの選択の全体像

紛争解決条項の構造を図 1 に示します。中心は①契約の準拠法、②仲裁地、③仲裁機関・仲裁規則の三つで、これに「仲裁合意の準拠法」と「審問場所」が付随します。

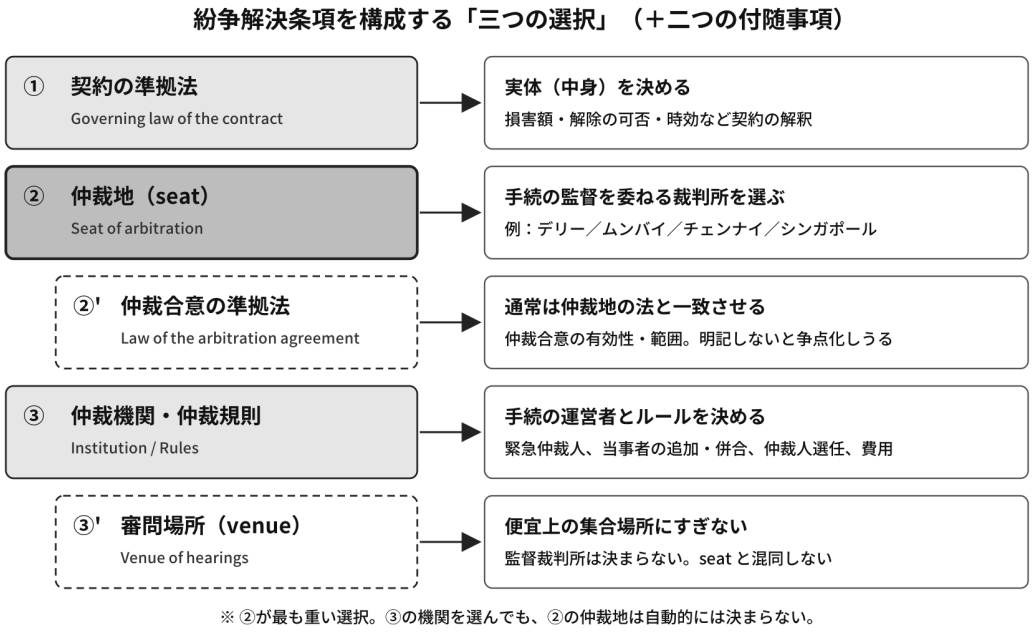


図 1　紛争解決条項を構成する要素

2-1　契約の準拠法――中身を決めるルール

契約の準拠法は、契約の解釈、解除の可否、損害賠償の範囲、時効といった**中身の問題**を判断するルールです。相手方も、その資産も、履行地もインドにあることが多いため、インド法とするのが通常で、インド側も受け入れやすい選択です（インド当事者どうしの国内仲裁では、インド法に限られます。第 2 号参照）。インドの契約法（1872 年インド契約法）はイングランドのコモン・ローを基礎に成文化されたもので、齋藤先生は、日本の実務家にとって特に分かりにくいものではないと述べています。
なお、競争法、個人データ保護法、外国為替管理法、印紙税法などの強行法規は、準拠法を日本法やシンガポール法としても、その適用を免れることはできません。適用の有無は、各法令自体が定める適用範囲によって決まります。

2-2　仲裁地――手続の監督をどの裁判所に委ねるか

仲裁地（seat）は、審問を開く物理的な場所ではなく、仲裁の法的な本拠地です。その選択は、**仲裁手続の監督をどの裁判所に委ねるか**の選択を意味します。インド国内でも都市単位で指定でき、デリーとすればデリー高等裁判所が、ムンバイとすればボンベイ高等裁判所

が監督します（国内仲裁では、請求額によっては地方の商事裁判所が担当することもあります）。シンガポールとすれば、監督するのはシンガポールの裁判所です。仲裁地の裁判所の主な役割と、仲裁地に伴って決まる法は次のとおりです。

- **仲裁前・手続中の援助**：資産の保全（仮差押え・仮処分に相当）、仲裁人の選任（インドを仲裁地とする国際商事仲裁では最高裁判所が担当。第 2 号参照）、証拠調べの援助。
- **仲裁判断後の審査**：敗れた側が申し立てる仲裁判断の取消しの審理。
- **仲裁手続に適用される法**：インドの都市なら 1996 年仲裁調停法、シンガポールなら国際仲裁法、東京なら日本の仲裁法が手続を規律する。

インド最高裁は、仲裁地の指定はその地の裁判所に専属的な管轄を与える合意だと解しています（BGS SGS Soma JV v. NHPC 事件、2019 年）。モハン弁護士は、インド国内で仲裁地を選ぶなら、工場がチェンナイにあっても**デリーかムンバイ**を勧めます。両都市の高等裁判所は商事事件に通じた裁判官が多く、保全などの処理が比較的速いというのが、その理由です（第 2 号で詳述）。

2-3　仲裁合意の準拠法――明記しておくべき「もう一つの法」

仲裁条項は主たる契約から独立した合意とされるため、仲裁合意そのものの有効性や範囲を決める「仲裁合意の準拠法」が別に問題になります。明記されないことの多い項目ですが、モハン弁護士は、仲裁地をロンドンとしながら仲裁合意の準拠法をインド法とした条項をめぐって、どの国の裁判所が手続を援助するのかという点だけで最高裁まで争われ、約 3 年を要した例を紹介しました。

2025 年 3 月の Disortho v. Meril Life Sciences 事件も、書き方の重要性を示しています。契約は、紛争をボゴタ商工会議所（コロンビア）の仲裁調停センターによる仲裁に付し、仲裁はボゴタで行うと定める一方、仲裁地（seat）を明示せず、契約の準拠法をインド法、管轄をグジャラートの裁判所としていました。最高裁はボゴタを審問場所（venue）にすぎないと解し、仲裁合意もインド法に服するとして、当事者の同意のもとで自ら単独仲裁人を選任しました（この判断には批判もあります）。**仲裁地と仲裁合意の準拠法を明記しておかないと、手続の行き先そのものが争点になる**のです。最も確実なのは、仲裁地を seat の語で明示し、仲裁合意の準拠法も仲裁地の法とそろえて明記することです。

表 1　問題ごとに適用される法の役割分担

問題の例	どの法で決まるか
損害賠償額はいくらか／契約を解除できるか	契約の準拠法
仲裁手続を停止すべきか／仲裁人の選任は公正か／仲裁判断を取り消すべきか	仲裁地の法（仲裁法）
仲裁合意は有効か／その紛争は仲裁合意の範囲に含まれるか	仲裁合意の準拠法

2-4　仲裁機関――誰が、どのルールで運営するか

三つ目は、手続を運営する仲裁機関とその規則の選択です。仲裁人の選び方、緊急の暫定措置、当事者の追加や手続の併合、費用体系は、主にこれで決まります。注意したいのは、**機関を選んでも仲裁地は自動的には決まらない**ことです。「SIAC で仲裁する」とだけ書いても、どの裁判所が監督するのかは明らかになりません。第 2 号で取り上げる Amazon 対 Future Retail 事件も、「デリー仲裁地＋SIAC 規則」という組合せでした。

2-5　仲裁地は「seat」の一語で明示する

古い契約では、仲裁地を示す語として seat、place、venue が混在し、紛争の種になってきました。モハン弁護士は、こうした曖昧さで得をするのは弁護士だけだとして、**seat の語で仲裁地を明示する**よう強く勧めています。

表 2　条項の書き方とリスク

条項の文言	解釈とリスク
The seat of the arbitration shall be Singapore. Hearings may be held in New Delhi.	明確。監督するのはシンガポールの裁判所。デリーでの審問は便宜上の合意にとどまる。
The place of arbitration shall be Singapore. Hearings may be held in New Delhi.	「place」が仲裁地（seat）を指すのか争われうる。相手方が「デリーが実質的な仲裁地だ」と主張する余地が残る。
Arbitration shall be held in New Delhi.	デリーを仲裁地と定めたものか、単なる審問場所の定めかが争われうる。最高裁も文言や他の条項次第で結論を分けており（BGS SGS Soma 事件では仲裁地、Disortho 事件では審問場所）、監督する裁判所が不明確になるおそれがある。

3. ビジネスの視点から見た紛争解決条項

紛争解決条項は、ビジネス上どのような役割を果たしているのでしょうか。取引に伴う「見えないコスト」に注目して契約や組織の形を説明する経済学の知見（取引費用経済学）を実務の言葉に置き換えると、次の四つにまとめられます。

3-1　契約には必ず「抜け」があり、紛争時にはそこを突かれる

どれほど丁寧に作っても、将来のすべての事態を書き込んだ契約はつくれません。関税の前提が短期間に何度も変わるような環境では、なおさらです。利害が対立すると、当事者は契約の趣旨よりも**文言の隙間**を使い始めます。seat か place かの揺れ、仲裁合意の準拠法の不記載、印紙税の未納――いずれも最終的には克服できる問題ですが、紛争が始まると引延ばしの材料になります。モハン弁護士は率直に、自分が請求を受ける側の代理人なら、手当てされていない点を突いて日本企業を困らせることができる、と述べています。

3-2　投資をした後は、交渉力が逆転する

契約前なら、日本企業は複数の候補から取引先を選べます。しかし工場を建て、専用設備を入れ、技術を提供した後は、相手を簡単には替えられません。投資が特定の相手に特化したものであるほど、**契約後は交渉力が相手方に移っていきます**。チェンナイに工場を建てた製造業者、インド企業と合弁を組んだ商社、技術をライセンスしたメーカーは、まさにこの立場にあります。結論は明快で、**紛争解決条項を有利に設計できる機会は、基本的に契約締結前に限られます**。紛争が始まってから条項の明確化を求めても、相手方が応じるとはまず期待できません。

3-3　守り方には段階がある

必要な守りの強さは取引の性格によって変わります（図 2）。相手をいつでも替えられる汎用的な取引なら、簡素な条項で足ります（A）。替えにくい取引で手当てを怠れば、無防備な状態に置かれます（B）。守り方は、紛争解決条項などで**契約上の仕組みを整える**方法（C）と、子会社化などで**自社に取り込む**方法（D）に大別されます。D は管理コストが大きく最後の手段であり、まずは C をどこまで強くできるかを考えるべきです。紛争解決条項の設計は、その中核をなす作業です。

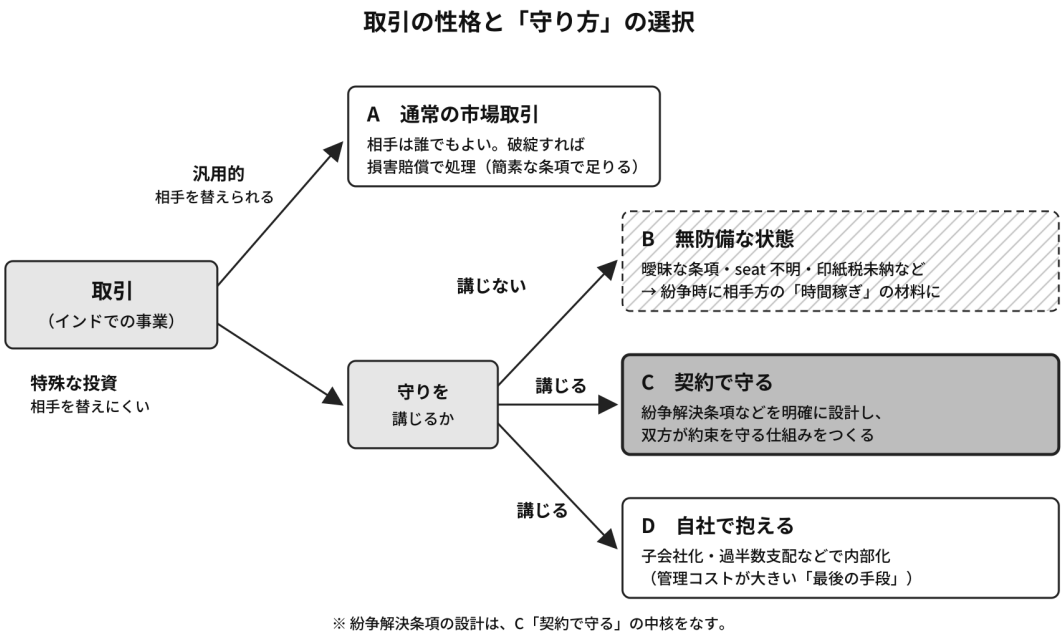


図 2　取引の性格と「守り方」の選択

3-4　「最後の拠り所」が明確だと、紛争そのものが減る

日常の取引では、当事者は契約書を開かずに協調して問題を処理しています。その協調を支えているのは、「話合いがまとまらなければ、最後はここで、このくらいの時間と費用で決着がつく」という共通の見通しです。紛争解決条項は、この**交渉が決裂したときの行き先**を決めておく仕組みです。

仲裁地が最も重い選択であるのはこのためです。仲裁地は、最後の拠り所が**どの裁判所の質と速さに支えられるか**を決めます。拠り所が明確で信頼できれば早期の和解に向かいやすく、曖昧なら引延ばしの誘因が強まります。紛争解決条項は、**紛争を未然に抑える装置**でもあるのです。

この観点から見ると、「インド法＋シンガポール仲裁地＋SIAC」という標準形は、中身にはインド法を受け入れつつ、手続の監督には予測可能性の高いシンガポールの裁判所を**借りる**設計だといえます。ただし相手方の資産がインドにある限り、最後の執行はインドの裁判所を通ります。仲裁地の選択は、執行地と併せて評価する必要があります（第 2 号）。明確な条項は、インドの相手方にとってもコストを下げます。モハン弁護士は既存契約の見直しについて、「紛争の兆しがあるわけではないが、**皆のコストを抑えるために**仲裁地と規則を明確にしておこう」と持ちかければよいと助言しています。

4. 選択の考え方

以上を踏まえると、紛争解決条項は次の五つの問いから逆算して設計するのが実践的です。

表 3　紛争解決条項を設計するための五つの問い

問い	考え方
① 相手を替えにくい取引か	工場投資、合弁、技術ライセンス、長期供給契約のように替えにくい取引ほど、明確な仲裁地、緊急の暫定措置、3 人の仲裁廷といった手厚い守りをかける価値がある。
② 相手方の資産はどこにあるか	執行は資産の所在地の裁判所で行われる。資産がインドにしかなければ、最後はインドの裁判所を通る。

問い	考え方
③ 紛争の初期に何が必要か	資産移転の差止めなど緊急の保全が生命線となる取引では、どの裁判所でどれだけ速く保全を得られるかが重要（第 2 号）。
④ 仲裁判断を争われるリスクをどこで引き受けるか	取消しは仲裁地の裁判所が審理する。シンガポールなら、筋の悪い申立ては早期に退けられることが期待できる。大型・複雑な案件ほど差が出る。
⑤ 請求規模と費用	機関によって費用は大きく異なる。規模が大きくなければ、単独仲裁人とする合意が重要（第 3 号）。

表 4　インド関連取引における典型的な組合せ

パターン	組合せ	向いている場面
A 標準形	インド法＋シンガポール仲裁地＋SIAC	大型・複雑な案件、相手方が仲裁判断を争いそうな案件。費用は相対的に高い。
B 折衷型	インド法＋シンガポール仲裁地＋MCIA（ムンバイ国際仲裁センター）規則	中規模案件。費用を抑えつつシンガポールの裁判所の監督を確保。仲裁地と機関の書き分けが不可欠。
C インド仲裁地型	インド法＋デリー／ムンバイ仲裁地＋MCIA または SIAC 規則	資産がインドにしかない中規模以下の案件、迅速な保全が重要な案件。
D 小規模型	インド法＋デリー仲裁地＋DIAC（デリー国際仲裁センター）規則、単独仲裁人	単純な供給・ベンダー契約など。費用を最小化。

交渉ですべてを取ることはできません。優先順位について栗田弁護士は、「準拠法も当然譲りたくはないが、どちらかを譲らざるを得ないなら、仲裁地を取ったほうがよい」と助言しています。手続がきちんと守られていれば、中身は合意した準拠法に従って決めればよい、という考え方です。

5. まとめ

- 紛争解決条項は、契約の準拠法・仲裁地・仲裁機関という三つの独立した選択の組合せである。仲裁地は seat の語で明示し、仲裁合意の準拠法も仲裁地の法とそろえて明記する。
- 仲裁地とは、手続の監督をどの裁判所に委ねるかの選択であり、保全から取消しまでの行き先を決める。
- 紛争解決条項は「最後の拠り所」を事前に決め、引延ばしの材料を取り除く仕組みである。交渉力が残る契約締結前、または関係が良好なうちの見直しが最も効果的である。
- 「インド法＋シンガポール仲裁地＋SIAC」は出発点であって唯一の正解ではない。資産の所在、保全の必要性、規模に応じて組合せを設計する。

次号予告　第 2 号「インドの裁判所は『入口は速く、出口は遅い』」
5,000 万件を超える未済事件を抱えるインドの裁判所は、仲裁をどこまで支えられるのか。国際商事仲裁と国内仲裁の区別、保全と取消し・執行の実情、主要な最高裁判例、日本企業の執行事例から、インドの裁判所の「現在地」を描きます。

＊本稿の執筆にあたり、AI（Claude, Anthropic）を草稿作成・校正に活用した。これは AI の強みを研究プロセスに意図的に組み入れることで、論考の質を高めることを目指した積極的な選択である。当然ながら、内容・法的判断・文責はすべて著者に帰属する。
本ニュースレターは一般的な情報提供を目的とするものであり、個別の事案に対する法的助言ではありません。具体的な案件については、インド法・シンガポール法の資格を有する専門家にご相談ください。講演者の発言は要旨を日本語で紹介したものです。条項例は一例であり、使用前に専門家の確認を受けてください。

◆ One Asia Lawyers ◆
「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。
この記事に関するお問い合わせは、ホームページ https://oneasia.legal または info@oneasia.legal までお願いします。
なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。
One Asia Lawyers Group is a network of independent law firms created to provide seamless and comprehensive legal advice for Japanese and international clients across Asia. With our member firms in Japan, Southeast Asia, Oceania and other ASEAN countries, One Asia Lawyers Group has a strong team of legal professionals who provide practical and coherent legal services throughout each of these jurisdictions. For any enquiry regarding this article, please contact us by visiting our website: https://oneasia.legal/ or email: info@oneasia.legal.
This newsletter is general information for reference purposes only and therefore does not constitute our group member firm's legal advice. Any opinion stated in this newsletter is a personal view of the author(s) and not our group member firm's official statement. Please do not rely on this newsletter but consult a legal adviser or our group firm member for any specific matter or legal issue. We would be delighted to answer your questions, if any.

＜著者紹介＞



齋藤 彰
One Asia Lawyers Group 顧問
弁護士・神戸大学名誉教授・CEDR 認定調停人

大手海運会社で北米・紅海・欧州向けの自動車専用船の運行管理を経験したのち、研究者への転身を決意。神戸大学法学研究科で比較契約法・国際取引法・国際 ADR 等の教育研究に従事し、学生の国際模擬仲裁大会参加等を促進することにより、法律学のグローバル化に努めてきた。また法科大学院生の海外インターンシップ制度や英語による LL.M.プログラムの創設を主導した。その間に、ICC 仲裁及び調停の実務にも従事し、英国を代表する ADR 機関である CEDR の調停スキルトレーニング（CEDR MST）の日本での初の実施に尽力した。2018 年から One Asia Lawyers の顧問に就任し、実務・教育・研究の架橋に勤めてきた。ビジネスと人権及び海外腐敗慣行防止に向けた規律枠組みの最新動向の調査研究にも取り組んでいる。

akira.saito@oneasia.legal



栗田　哲郎
One Asia Lawyers Group 代表
シンガポール（FPE）・日本・USA/NY 州法弁護士

日本の大手法律事務所に勤務後、シンガポールの大手法律事務所にパートナー弁護士として勤務。その後、国際法律事務所アジアフォーカスチームのヘッドを務め、2016 年 7 月 One Asia Lawyers Group を創立。シンガポールを中心にクロスボーダーのアジア法務全般（M&A、国際商事仲裁等の紛争解決等）のアドバイスを提供している。2014 年、日本法弁護士として初めてシンガポール司法試験に合格し、シンガポール法のアドバイスも提供している。

tetsuo.kurita@oneasia.legal
+65 8183 5114



Neelu Mohan
弁護士（インド法）

Neelu Mohan は、商事訴訟、仲裁および規制対応アドバイザリーを専門とする弁護士であり、インド連邦最高裁判所における Advocate-on-Record の資格を有する。また、同裁判所においてインド連邦政府のパネル弁護士にも選任されている。
インフラ契約、株主間契約、石油・ガス分野における生産分与契約、ならびにエンジニアリングおよび建設工事契約に起因する高額紛争案件において、クライアントを継続的に代理している。
ICC、LCIA、SIAC、DIAC、MCIA を含む主要仲裁機関のほぼすべてにおいて、国際仲裁・国内仲裁の双方で実績を有する。



吉田 重規
One Asia Lawyers インドプラクティスチーム代表弁護士（日本法）

2018 年 One Asia Lawyers 加入、2025 年南アジアプラクティスチーム所属、2026 年からインドプラクティスチーム代表。
インドパートナー法律事務所と連携し、クロスボーダーM&A やジョイントベンチャーなどの日系企業進出のほか、インド企業法務全般に関するサポートを行っている。
One Asia Lawyers 加入前は約 6 年間企業内弁護士として企業法務全般に従事し、同所加入後はカンボジアを中心に東南アジアにおける日系企業への幅広い分野の法務案件を扱ってきた。

shigeki.yoshida@oneasia.legal